

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による法定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和4年12月23日	京都会館メインホール映像システムビデオプロジェクター購入設置委託	7,480,000		7,480,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	ヤマハサウンドシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
002	令和5年03月03日	講義室机・椅子製作設置業務委託	9,900,000		9,900,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	コトブキシーディング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
003	令和4年12月28日	埋蔵文化財包蔵地における発掘調査支援業務委託について（22NG106長岡京跡）	52,540,541		52,540,541	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
004	令和4年12月28日	京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理業務委託（1月1日～3月31日）	4,805,564		5,272,480	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和5年01月20日	史跡西寺跡（塔跡）における史跡公園仮整備基本計画・設計策定業務委託	6,862,000		6,862,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社空間創研	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
008	令和4年11月07日	元離宮二条城施設更新総合調査・検討業務委託	10,000,000		10,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和4年10月03日	転出届・転入（転居）予約のオンライン申請データ受付に係る各区役所支所等のL2WAN環境整備業務	8,548,527		8,548,527	文化市民局地域自治推進室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和4年11月30日	戸籍システム事務内連携対応	50,384,048		50,384,048	文化市民局地域自治推進室	戸籍事務内連携対応に係る戸籍電算システム改修作業に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
009	令和5年01月05日	住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出開発及び印鑑イメージ変換	37,330,464		37,330,464	文化市民局地域自治推進室	令和4年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出開発及び印鑑イメージ変換作業に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
010	令和4年04月01日	証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運営業務	65,749,200	74,767,000	81,138,200	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	パーソルワークスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
011	令和4年10月01日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託（後続契約）	383,533,081		383,533,081	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
012	令和4年10月31日	令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（11月追加）について	13,089,285	予定総額		文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和4年11月10日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託（窓口人員の増員（11～12月分））	19,308,444		19,308,444	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
014	令和4年12月09日	京都市マイナンバーカードセンター端末新設作業	5,920,078		5,920,078	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和4年12月28日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託（マイナポイント等対応要員増員）	9,822,835		9,822,835	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
016	令和5年02月28日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託（マイナポイント等対応要員増員（3月分））	7,818,692		7,818,692	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
017	令和4年08月27日	宝が池公園運動施設の再整備検討業務委託	10,889,000		15,015,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
018	令和4年12月07日	垂垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務委託	8,998,000		8,998,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社ブレック研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
019	令和4年09月01日	住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出作業（要件定義）	25,168,000		21,538,000	文化市民局地域自治推進室	令和4年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出要件定義作業に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和4年09月30日	令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（10月追加）について	16,521,450	予定総額		文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都会館メインホール映像システムビデオプロジェクター購入設置委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和4年12月23日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区西中島4丁目7番18号  
ヤマハサウンドシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,480,000円
- 7 契約内容  
京都会館に設置されているメインホールのビデオプロジェクターを更新し、適正に映像が流せるよう調整を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
メインホールのビデオプロジェクターは、使用18箇月前のホール予約受付時に使用の有無を確認し受付を行っていることから、動作不良により機器が使用できなくなると、施設利用者から損害賠償請求や施設利用をキャンセルされる可能性があるとともに、施設への信用が失われ、今後の施設運営に悪影響を及ぼす恐れがある。  
このことから、早急に動作不良の対応を行う必要があり、入札よりも迅速な契約が可能な、複数社の見積合わせによる随意契約としたもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
緊急対応可能な3者からの見積の中で最安値の業者
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
講義室机・椅子製作設置業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和5年3月3日
- 4 履行期間  
令和5年3月4日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー15F  
コトブキシーディング株式会社関西支店
- 6 契約金額（税込み）  
9,900,000円
- 7 契約内容  
机・椅子等の調達 ただし、搬入、組立、据付、調整作業等含む
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務については、競争入札を実施したが入札者がなかったため、地方自治法第167条の2第1項第8号及び「京都市物品等の調達の契約に係る随意契約ガイドライン」6の基準に基づく随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先の選定に当たっては、当初入札に参加申請があった2者から見積を徴集し、複数者による見積合わせを行ったうえで、見積額の低い業者と契約を締結した。  
なお、見積合わせ実施後の価格交渉において見積額以上の提示は得られなかった。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
埋蔵文化財包蔵地における発掘調査支援業務委託について（22NG106 長岡京跡）
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年12月26日
- 4 履行期間  
令和4年12月26日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1  
（公財）京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
52,540,541円
- 7 契約内容  
桂川横大路地区長岡京跡の発掘調査に伴う支援業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が進めている治水事業（近年の気象変動による降水量の増加に対応するために、桂川の渡月橋から宇治川合流までを緊急対策特定区間として設定し、「桂川横大路地区河道掘削事業」を計画）の事業地が周知の埋蔵文化財包蔵地「長岡京跡」を含むことから、本市による発掘調査を実施することとなった。  
当該事業地は、特に調査範囲は予期しない河川の増水による災害発生の恐れがある場所であることから、非出水期の期間内に、緊急に発掘調査を実施する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
有資格者7者に対して契約締結意向の確認及び見積書の提出を依頼した結果、京都市埋蔵文化財研究所が提示した見積価格が最も廉価であったため。
- 11 その他  
令和4年度は、前期分（21,000,000円）を支払い、令和5年度に残りの金額を支払う。  
※令和5年度に債務負担行為設定済み。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市城内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理業務委託（1月1日～3月31日）

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年12月28日

（変更後）令和5年3月13日

### 4 履行期間

令和5年1月1日から令和5年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区檜原盆山13-1

全京都建設協同組合

### 6 契約金額（税込み）

（当初）4,805,564円

（変更後）5,272,460円

### 7 契約内容

（1）埋蔵文化財試掘・詳細分布調査に係る掘削・実測等一連の業務

（2）出土遺物の整理作業に係る洗浄・実測等一連の業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

試掘・詳細分布調査は、工期及び資金の限られている事業者との関係から、土木工事などを遅延させないため、迅速に処理しなければならない。

試掘・詳細分布調査においては、掘削及び遺物整理等が不可欠な業務であるが、これらの業務を迅速・効率的に行うためには、掘削業務においては簡易な土層の判別、遺物実測・測量の特殊な補助等の技能を、遺物整理業務においては土器等の実測、拓本、トレース及びデジタルトレース、報告書版下のレイアウト等の専門的な技能を有することが必要となる。

当該調査を遅滞なく効率的に行うためのこれらの要件は、「京都市物品契約等に係る随意契約ガイドライン」の2(1)のイ(イ)「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため。

（変更理由）

出土遺物量が当初の見込みよりも増加したことに伴い、担当責任者及び整理補助従事人数の勤務時間が増加したことから、人件費等が増加したため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

当該調査は、土木工事等を遅延させないよう、迅速かつ効率的に行う必要があるが、当該調査は、規模が小さく雇用人数が限られているため、技能ごとの分業を行うことができない。

よって、当該調査においては、「8 随意契約の理由」において述べた複数の専門的な技能を、同一人が保持することが要求されるが、この要件を満たす補助員が複数名所属しているのは、全京都建設協同組合 1 社のみであるため。

11 その他

特になし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
史跡西寺跡（塔跡）における史跡公園仮整備基本計画・設計策定業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和5年1月20日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町580番地1  
株式会社空間創研
- 6 契約金額（税込み）  
6,952,000円
- 7 契約内容  
史跡西寺跡（塔跡）の史跡公園仮整備に係る基本計画及び基本設計の策定
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は、公有化後、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡西寺跡（塔跡）における史跡公園の最適な仮整備について検討し、具体的な整備規模、整備スケジュール、整備内容等を盛り込んだ「史跡西寺跡（塔跡）における史跡公園仮整備基本計画・設計」を策定するものである。  
本委託業務は、事業者のこれまでの受託実績やノウハウ等を総合的に判断する必要があり、競争入札に適さないため、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
1社から応募があり、選定委員会による評価の結果、株式会社空間創研を受託候補者に決定したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
元離宮二条城施設更新総合調査・検討業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
令和4年11月7日
- 4 履行期間  
令和4年11月8日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番2号  
株式会社日建設計 大阪オフィス
- 6 契約金額（税込み）  
10,000,000円
- 7 契約内容
  - (1) 既存インフラストラクチャー施設の施工に伴う図面や写真等の調査・整理
  - (2) 施設更新方針の策定
  - (3) 総合的な施設更新に伴う概略工程表と配置図の作成
  - (4) 事業費の概算
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、令和4年3月に策定した、元離宮二条城における建築物の改修、新設等を対象とする「元離宮二条城施設整備総合計画」（以下、「整備計画」という。）に基づき、既存のインフラ施設の更新調査・検討業務を委託するものである。業務の実施にあたっては、「整備計画」との整合性をとり、更新に当たっての前提条件となる多様な施設（建築、電気、ガス、給水、排水等）の現状と過去の整備記録、図面等を熟知していることが必要不可欠である。

株式会社日建設計は「整備計画」策定業務を受託し、二条城内における多様な施設の現況に関する調査を行うとともに、昭和14年以降の施設の整備・更新に関する記録の整理を行っており、二条城内施設の過去と実情を十分に把握している。

こうしたことから、同業務を実施できるのは同社のみであり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
転出届・転入（転居）予約のオンライン申請データ受付に係る各区役所支所等のLGWAN環境整備業務
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年10月3日
- 4 履行期間  
令和4年10月3日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,546,527円
- 7 契約内容  
国において、マイナポータルからマイナンバーカードを用いた転出届等のオンライン申請を令和5年2月から開始を予定されている。これらオンライン申請されたデータを各区役所、支所等で受け付けるためのLGWAN環境が必要であることから、アライドテレシス株式会社に環境整備に係る作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の作業対象となる各区役所、支所等のネットワークの運用管理は、アライドテレシス株式会社（以下「運用管理事業者」という。）に委託している。本業務は、当該ネットワークの構成変更を伴うものであり、運用管理事業者以外の事業者に委託した場合、ネットワークの利用環境等に影響が生じたときに、責任の所在が不明確になるおそれがある。  
このため、本業務は、運用管理事業者に委託する必要があるため、競争入札に適さないため、運用管理事業者を相手方として随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍システム事務内連携対応

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和4年11月30日

4 履行期間

令和4年11月30日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

戸籍事務内連携対応に係る戸籍電算システム改修作業に係るコンソーシアム  
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8番地 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

50,384,048円

7 契約内容

戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの対応を行うため、戸籍電算システムの改修作業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェア（REPROS-X）を使用していることから、本契約対応を行うことができるのは、パッケージソフトウェアを開発し仕様を熟知している同社及び関連会社に限られるため。

なお、戸籍システム及び本契約における調達機器の製造元である日本電気株式会社は、システム評価及び調達機器に係る配備・保守業務を履行するに当たり、詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識を持つ日本電気株式会社のグループ企業であるNECソリューションイノベータ株式会社、NECフィールディング株式会社及びエヌデック株式会社と共同して契約を履行するとしていることから、平成19年3月9日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン（令和2年4月1日改正）」に基づき、日本電気株式会社を代表幹事会社として、NECソリューションイノベータ株式会社、NECフィールディング株式会社及びエヌデック株式会社の4社によって構成されるコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出開発及び印鑑イメージ変換
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和5年1月5日
- 4 履行期間  
令和5年1月5日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出開発及び印鑑イメージ変換作業に係るコンソーシアム  
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
37,330,464円
- 7 契約内容  
住民記録・印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行のため、現行システムからのデータ抽出機能構築の開発を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の住民基本台帳システム及び印鑑登録システムは、本市及び日本電気株式会社が構築した独自システムであり、日本電気株式会社（関連会社含む）のみが当該システムの技術的知識を有していることから、データ抽出機能の構築についても当該業者のみ対応可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運営業務

### 2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

### 3 契約締結日

(当初) 令和4年4月1日

(変更①) 令和4年7月1日

(変更後) 令和5年1月1日

### 4 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都豊島区池袋2丁目65番18号  
パーソルワークスデザイン株式会社

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 65,749,200円

(変更①) 74,767,000円

(変更後) 81,138,200円

### 7 契約内容

デジタル社会の基盤であるマイナンバー制度について、令和元年6月に国において「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定され、令和4年度中にほとんどの住民が保有することを想定し、国が示した交付枚数(想定)に沿って、交付体制の整備、申請受付等、マイナンバーカード(以下「カード」という。)の普及促進に取り組む必要がある。

本業務は、証明書発行コーナー及び各区役所・支所における予約制のカード交付を実施するに当たり必要となる予約受付に係る一連の業務を実施するもの。

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

昨今マイナンバーカードセンターのみで行っていた同カードの電子証明書の更新・発行及び暗証番号の初期化・変更業務を区役所・支所においても行って欲しいとの市民の要望が増えたことを受け、令和4年7月20日から区役所・支所においても同業務を行うこととし、それらの電話予約に係る一連の業務についても同社に委託するため委託契約の変更を行ったもの。

その後、国が展開している「マイナポイント第2弾」の申請締切が当初の令和4年12月末から令和5年2月末に延長されたことから、カードの申請や受取が令和5年1月、2月に急増することが見込まれたため、予約受付の電話回線と受付人員を増加することとし、契約内容の変更を行った

もの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（後続契約）
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当
- 3 契約締結日  
令和4年10月1日
- 4 履行期間  
令和4年10月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
代表構成員 キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
383,533,081円
- 7 契約内容  
令和4年4月1日付で契約した「マイナンバーカード申請窓口等の開設に係る企画・運營業務委託契約」について、令和4年度下半期後続契約を取り交わすもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和4年度下半期本契約については、令和4年度上半期契約に係る受託者の選定に当たり実施した公募型プロポーザルにおいて、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-エ」に基づき下半期の契約の履行に必要な経費の見積書についても徴取し評価するとともに、上半期委託業務の進捗状況等について令和4年7月までに評価を行い、契約の目的が達成できていると認める場合は、引き続き受託者と令和4年10月1日以降の業務に係る委託契約（後続契約）を締結することとしていたところである（プロポーザル説明書に記載のとおり）。  
受託者であるマイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアムの上半期委託業務の進捗状況等については、令和4年7月までの業務実施状況について別紙報告書の提出を受け、評価を行ったところ、契約の目的が達成できていると認められるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、同コンソーシアムを委託先に選定し、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号



■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（11月追加）について
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当
- 3 契約締結日  
令和4年10月31日
- 4 履行期間  
令和4年11月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,089,285円

### 7 契約内容

マイナンバーカードの更なる普及促進や消費喚起、デジタル社会の実現のため、国（総務省・デジタル庁・厚生労働省の連携）において、マイナポイント第2弾事業が実施されているが、申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末から12月末まで延長されることになり、この延長を踏まえ、マイナンバーカード未申請者に対して、11月から12月上旬にかけて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からQRコード付き交付申請書の送付が予定されている。

また、令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化について、新たに国から方針が示され、今後、さらなる申請数の増加が見込まれる。このような状況に対応する必要があることから、体制強化を図るもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市は、現在、キャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により、「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を京都市マイナンバーカードセンター等に配置している。今回、派遣職員を増員するに当たり、仮に他の業者と契約を締結すると、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社と、他の業者の派遣職員が混在し、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及びキャリアリンク株式会社の派遣職員との緊密な連携が必須である。

これらの課題に対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社のみであるため、契約の相手方に選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（窓口人員の増員（11～12月分））

### 2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

### 3 契約締結日

令和4年11月10日

### 4 履行期間

令和4年11月15日～令和4年12月15日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
代表構成員 キャリアリンク株式会社

### 6 契約金額（税込み）

19,308,444円

### 7 契約内容

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限を9月末までから12月末まで延長したことに伴い、市民からのマイナンバーカードの申請ニーズ及びマイナポイント手続支援ニーズの高まりに応えるため、更なるマイナンバーカード申請機会及びマイナポイント手続支援機会の提供の拡充が求められており、委託事業者のみで実施が可能な申請サポート窓口（マイナポイント手続支援も含む）の拡充が急務となっているとともに、既存契約での実施分と合わせて効果的かつ一体的な市民への周知が求められていることから、以上の内容を充足するため、延長期限までの体制強化を図るもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市は、令和4年10月1日付けで同コンソーシアムと締結した「マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（後続契約）」に基づき、マイナンバーカードの出張申請窓口及び申請サポート窓口事業（マイナポイント手続支援を含む）を実施しているところである。

本契約の実施に当たって、同コンソーシアムに委託することで、①同コンソーシアムの既存人員及びこれまで蓄積したノウハウを活用し、早急に実施に係る体制の立ち上げが可能となること、②既存の広報ホームページや広報チラシ、既存の予約受付・問い合わせ電話番号を活用でき、既存契約に基づく申請サポート（マイナポイント手続支援を含む）実施分とともに効果的かつ一体的に市民に周知が可能となることから、同契約の目的を達成するために複数すべての条件を満たす者は同コンソーシアムしかいない。

よって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2 - (1) - イ - ウ及び地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、同コンソーシアムを委託先に選定し、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

11 その他

(参考)

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2 - (1) - ウ

2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき(令167条の2第1項第2号)

(1) 特定の1者しか履行できないもの

ウ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市マイナンバーカードセンター端末新設作業
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当
- 3 契約締結日  
令和4年12月9日
- 4 履行期間  
令和5年1月17日～令和5年1月24日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,920,076円
- 7 契約内容  
国によるマイナンバーカード普及策・マイナポイント事業第2弾のマイナポイントの申請締切が2月末であることを踏まえると、マイナンバーカードセンターへの来所者数の増加が見込まれる。そこで当該増加数に対応するために、京都市マイナンバーカードセンターへ、住基オンライン端末を3台増設するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
住基オンライン端末のシステムは、日本電気株式会社が本市の仕様でシステム構築を行っており、当該システムに係る機器増設・移設、機器の設定及びLAN工事等の作業については、当該端末単独ではなく、当該システムに全般に渡る十分な知識及び技術を持つ業者でなければ対応できないため、契約の相手方に選定する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（マイナポイント等対応要員増員）

### 2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

### 3 契約締結日

令和4年12月28日

### 4 履行期間

令和5年1月4日～令和5年2月28日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
代表構成員 キャリアリンク株式会社

### 6 契約金額（税込み）

9,822,835円

### 7 契約内容

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末まで延長されたことで、「マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（後続契約）」において開設している各窓口でのマイナポイントの申請支援の需要が増加することが見込まれるため、対応要員の増員契約を取り交わすものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市は、令和4年10月1日付けで同コンソーシアムと締結した「マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（後続契約）」に基づき、マイナンバーカードの出張申請窓口及び申請サポート窓口事業（マイナポイント手続支援を含む）を実施しているところである。

マナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限を令和4年12月末までから令和5年2月末まで延長したことに加え、従前までマイナポイント第2弾の予約・申込期限が令和5年2月末までと周知されていたことを踏まえ、市民からのマイナポイント手続支援ニーズの高まりが想定される。このニーズに応えるため、更なるマイナポイント手続支援機会の提供の拡充が求められる。

本契約の実施に当たって、同コンソーシアムに委託することで、①同コンソーシアムの既存人員及びこれまで蓄積したノウハウを活用し、早急に実施に係る体制の増強が可能となること、②既存の広報ホームページや広報チラシ、既存の予約受付・問い合わせ電話番号を活用でき、既存契約に基づく申請窓口（マイナポイント手続支援を含む）実施分とともに効果的かつ一体的に市民に周知が可能となることから、同契約の目的を達成するために複数すべての条件を満たす者は同コンソー

シムしかいない。よって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2 - (1) - イ - ウ及び  
地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、同コンソーシアムを委託先に選定し、  
随意契約を締結するもの

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（マイナポイント等対応要員増員（3月分））

### 2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

### 3 契約締結日

令和5年2月28日

### 4 履行期間

令和5年3月1日～令和5年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
代表構成員 キャリアリンク株式会社

### 6 契約金額（税込み）

7,618,692円

### 7 契約内容

マイナポイントの申込期限が令和5年5月末までであることが総務省から発表されたことで、「マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（後続契約）」において開設している各窓口でのマイナポイントの申請支援の需要が増加することが見込まれるため、対応要員の増員契約を取り交わすものである。

なお、1～2月において同趣旨の契約を交わしていたが、マイナポイントの申込期限の発表等状況の変化により、引き続いて3月においても同様の対応が必要であると見込まれるものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市は、令和4年10月1日付けで同コンソーシアムと締結した「マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（後続契約）」に基づき、マイナンバーカードの出張申請窓口及び申請サポート窓口事業（マイナポイント手続支援を含む）を実施しているところである。

マイナポイント第2弾の予約・申込期限が令和5年5月末までである旨について、同年2月17日に総務省から発表されたことを踏まえ、市民からのマイナポイント手続支援ニーズの高まりが想定される。このニーズに応えるため、更なるマイナポイント手続支援機会の提供の拡充が求められる。

本契約の実施に当たって、同コンソーシアムに委託することで、①同コンソーシアムの既存人員及びこれまで蓄積したノウハウを活用し、早急に実施に係る体制の増強が可能となること、②既存の広報ホームページや広報チラシ、既存の予約受付・問い合わせ電話番号を活用でき、既存契約に

基づく申請窓口（マイナポイント手続支援を含む）実施分とともに効果的かつ一体的に市民に周知が可能となることから、同契約の目的を達成するために複数すべての条件を満たす者は同コンソーシアムしかない。

よって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2 - (1) - イ - ウ及び地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、同コンソーシアムを委託先に選定し、随意契約を締結するもの。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

11 その他

(参考)

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2 - (1) - イ - ウ

2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（令167条の2第1項第2号）

(1) 特定の1者しか履行できないもの

ウ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
宝が池公園運動施設の再整備検討業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年6月27日  
(変更①) 令和5年2月17日  
(変更後) 令和5年3月31日
- 4 履行期間  
令和4年6月27日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区六角通室町西入玉蔵町121番地美濃利ビル  
株式会社オリエンタルコンサルタンツ京都事務所
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 10,989,000円  
(変更①) 15,015,000円  
(変更後) 同上
- 7 契約内容  
宝が池公園運動施設におけるスケートボード等のアーバンスポーツ対応施設の整備検討を行うに当たって、整備する施設の機能、規模、運営方法等及び既存施設との関係性を考慮した動線計画等について調査、整理し、今後の詳細設計に資するための基礎資料をまとめるもの
- 8 変更契約の理由  
(変更①) アーバンスポーツ対応施設の整備内容に関して関係団体との調整を重ねる必要があり、検討に時間を要したため  
(変更後) 令和5年2月市会において補正予算に係る議決(繰越明許費)がなされたため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
変更契約のため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年12月7日
- 4 履行期間  
令和4年12月7日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市西区靱本町1丁目14番15号  
株式会社プレック研究所 大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）  
6,996,000円
- 7 契約内容  
水垂運動公園（仮称）に係る今後の整備計画に必要な基礎資料を得るため、これまでの検討業務で得られたモデルプラン案等を踏まえたうえで本公園周囲にある擁壁や同公園内の地盤を調査し、既設遮水工を含む既設最終処分場跡地に影響しない基礎構造の検証を行うために実施するもの
- 8 随意契約の理由  
本業務内容の性質上、都市公園における施設整備についての経験に基づくノウハウ等により履行方法等に顕著な差異が現れるものであり、主として価格以外の要素において競争させる必要があるため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出作業(要件定義)
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年9月1日  
(変更後) 令和4年10月31日
- 4 履行期間  
(当初) 令和4年9月1日から令和4年10月31日まで  
(変更後) 令和4年9月1日から令和4年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出要件定義作業に係るコンソーシアム  
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 25,168,000円  
(変更後) 21,538,000円
- 7 契約内容  
住民記録・印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行のため、現行システムからのデータ抽出機能構築の要件定義を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
住民基本台帳システムの標準準拠システムへの移行に当たり、データ管理のために住民票の改製(最新事項のみを新たな住民票の形式で転記し、履歴等の事項は除票(改製原)の形式とすること。)が必要になることから、現行システムデータの抽出時に併せて改製を実施することとしていた。  
しかし、標準準拠システムパッケージの仕様変更により、当該パッケージへの移行作業において住民票の改製も行うこととなったため、データ抽出時に改製を行うと、二重に改製が行われて不都合が生じる。そこで、本件受託者と協議のうえ、データ抽出に伴う住民票の改製を廃止することとし、委託範囲の変更及び工数の減少に伴う契約金額の減額を行う。  
また、パッケージの仕様確定の遅れに伴い、改製作業の要否の確定が遅れ、当初履行期間内に委託作業の完了が困難となったため、併せて履行期間の変更(延長)を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（10月追加）について
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当
- 3 契約締結日  
令和4年9月30日
- 4 履行期間  
令和4年10月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）16,521,450円

### 7 契約内容

マイナンバーカードの更なる普及促進や消費喚起、デジタル社会の実現のため、国（総務省・デジタル庁・厚生労働省の連携）において、マイナポイント第2弾事業が実施されているが、申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末から12月末まで延長されることになり、この延長を踏まえ、マイナンバーカード未申請者に対して、11月から12月上旬にかけて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からQRコード付き交付申請書の送付が予定されている。

今後、増大することが見込まれる交付申請や市民からの問合せ等に対応する必要があることから、体制強化を図るもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市は、現在、キャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により、「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を京都市マイナンバーカードセンター等に配置している。今回、派遣職員を増員するに当たり、仮に他の業者と契約を締結すると、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社と、他の業者の派遣職員が混在し、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及びキャリアリンク株式会社の派遣職員との緊密な連携が必須である。

これらの課題に対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社のみであるため、契約の相手方に選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

11 その他